

徳島県告示第四百四十四号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十七条第一項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和七年三月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 知事指定薬物の名称等

- 1 化学名 (ハR)・N・N・ジエチル・六・メチル・一・「三・(トリメチルシリル)プロパノイル」・九・十・ジデヒドロエルゴリン・八・カルボキシアミド(通称 一S・LSD)及びその塩類
- 2 化学名 N・メチル・N・プロピルトリプタミン(通称 MPT、Methylpropyltryptamine)及びその塩類
- 3 化学名 五・ニトロ・二・「(四・プロボキシフェニル)メチル」・一・「二・(ピロリジン・一・イル)エチル」・一H・ベンゾ「d」イミダゾール(通称 Protonitazepynone、N・Pyrrolidino protonitazene)及びその塩類

二 効力が失われた理由

一に掲げる知事指定薬物は、条例第二条第五号に掲げる薬物に該当するに至つたため

三 効力が失われた日

令和七年三月十五日